

議案第44号

二宮町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、町が保有する特定個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第4号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第7条第1項及び第2項中「公文書」を「行政文書」に改める。

第9条第1項中「実施機関は、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第1号中「提供するとき」の次に「。」を加え、同項第2号中「本人に提供するとき」の次に「。」を加え、同項第3号及び第4号中「提供するとき」の次に「。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条及び第11条の2中「き損」を「毀損」に改める。

第14条を次のように改める。

（利用停止請求権）

第14条 本人は、実施機関が保有する自己の個人情報について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたとき 当該個人情報の消去

(2) 第9条第1項の規定に違反して利用され、又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止

(3) 第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(4) 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

第15条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項中「、第14条の個人情報の削除又は前条の個人情報の利用若しくは提供の中止」を「又は第14条の個人情報の利用停止」に改め、同項第3号中「、削除又は中止」を「又は利用停止」に改める。

第17条第1項中「、削除又は中止」を「又は利用停止」に改め、「含む。」の次に「又は開示の請求に係る個人情報が存在しない旨の決定」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 個人情報の開示等の請求に対し、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第12条第3項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該個人情報の開示等を拒むことができる。

第18条第1項第1号中「公文書」を「行政文書」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 磁気テープ等に記録されている個人情報 当該磁気テープ等の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

第18条第2項中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第4項中「、削除又は中止」を「又は利用停止」に改め、同条に次の1項を加える。

5 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。

第19条及び第26条中「公文書」を「行政文書」に改める。

第2条 二宮町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。

第14条中第4号を第5号とし、同条第3号中「第9条の2」を「第9条の3」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第9条の2の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

第19条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写し等の交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第25条に次の1項を加える。

3 特定個人情報の開示については、前項の規定は適用しない。

第3条 二宮町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(情報提供等記録の適用除外)

第15条 情報提供等記録については、前条の規定は適用しない。

第18条第5項中「当該個人情報の提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
第1条関係	第1条関係
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>行政文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、実施機関が管理しているものをいう。	(4) <u>公文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、実施機関が管理しているものをいう。
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)
(8) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	
(個人情報取扱事務の登録等)	(個人情報取扱事務の登録等)
第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された <u>行政文書</u> 又は磁気テープ等を使用する事務に限る。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。	第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された <u>公文書</u> 又は磁気テープ等を使用する事務に限る。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
2 前項の <u>行政文書</u> 又は磁気テープ等には、次に掲げるものは含まない。	2 前項の <u>公文書</u> 又は磁気テープ等には、次に掲げるものは含まない。

改正後	改正前
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
3~6 (略)	3~6 (略)
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)
<p>第9条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>
(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。	(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき
(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。	(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき
(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。	(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき
(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。	(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき
2・3 (略)	2・3 (略)
(特定個人情報の提供の制限)	
<p>第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>	
(適正な管理)	(適正な管理)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 実施機関は、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	2 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
3 (略)	3 (略)

改正後	改正前
(指定管理者に対する措置等)	(指定管理者に対する措置等)
第11条の2 (略)	第11条の2 (略)
2 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して、個人情報の漏えい、 <u>き損</u> 及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
3 (略)	3 (略)
<u>(利用停止請求権)</u>	<u>(削除請求権)</u>
第14条 本人は、実施機関が保有する自己の個人情報について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。	第14条 本人は、実施機関が保有する自己の個人情報が第6条に規定する制限を超えて取扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項に規定する制限を超えて収集されたときは、その削除を実施機関に対して請求することができる。
(1) 第6条の規定に違反して取扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたとき 当該個人情報の消去	
(2) 第9条第1項の規定に違反して利用され、又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止	
(3) 第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止	
(4) 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去	
第15条 削除	<u>(中止請求権)</u>
	第15条 本人は、実施機関が保有する自己の個人情報が第9条第1項に規定する制限を超えて利用され、又は提供されているときは、その中止を実施機関に対して請求することができる。

改正後	改正前
(請求の手続)	(請求の手続)
第16条 第12条第1項の個人情報の開示、第13条の個人情報の訂正又は第14条の個人情報の利用停止（以下「個人情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該個人情報の開示等の請求に係る個人情報を保有する実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。この場合において、実施機関が特別の理由があると認めたときは、代理人により請求することができる。	第16条 第12条第1項の個人情報の開示、第13条の個人情報の訂正、第14条の個人情報の削除又は前条の個人情報の利用若しくは提供の中止（以下「個人情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該個人情報の開示等の請求に係る個人情報を保有する実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。この場合において、実施機関が特別の理由があると認めたときは、代理人により請求することができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 訂正又は利用停止の請求にあっては、その内容	(3) 訂正、削除又は中止の請求にあっては、その内容
(4) (略)	(4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(請求に対する決定等)	(請求に対する決定等)
第17条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求のあつた日から起算して、個人情報の開示の請求にあっては15日以内に、個人情報の訂正又は利用停止の請求にあっては30日以内に、同条に規定する請求書を提出した者（以下「請求者」という。）に対して、当該個人情報の開示等をする旨の決定又はしない旨の決定（第12条第4項の規定により当該個人情報の一部を開示するか否かの決定を含む。）又は開示の請求に係る個人情報が存在しない旨の決定を行わなければならない。	第17条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求のあつた日から起算して、個人情報の開示の請求にあっては15日以内に、個人情報の訂正、削除又は中止の請求にあっては30日以内に、同条に規定する請求書を提出した者（以下「請求者」という。）に対して、当該個人情報の開示等をする旨の決定又はしない旨の決定（第12条第4項の規定により当該個人情報の一部を開示するか否かの決定を含む。）を行わなければならない。
2 個人情報の開示等の請求に対し、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第12条第3項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該個人情報の開示等を拒むことができる。	2 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の理由を付記して請求者に通知しなければならない。
3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の理由を付記して請求者に通知しなければならない。	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	

改正後	改正前
(開示の方法等)	(開示の方法等)
<p>第18条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。</p>	<p>第18条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。</p>
<p>(1) <u>行政文書に記録されている個人情報 当該行政文書の閲覧又は写しの交付</u></p> <p>(2) <u>磁気テープ等に記録されている個人情報 当該磁気テープ等の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</u></p>	<p>(1) <u>公文書に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付</u></p> <p>(2) <u>磁気テープ等に記録されている個人情報を現に使用しているプログラム（電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものをいう。）を用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付</u></p>
<p>2 実施機関は、<u>行政文書に記録されている個人情報の開示をする場合であって、前項第1号に規定する方法によると、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき又は第12条第4項の規定による部分開示をする場合その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず当該行政文書の写しにより開示をすることができる。</u></p>	<p>2 実施機関は、<u>公文書に記録されている個人情報の開示をする場合であって、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき又は第12条第4項の規定による部分開示をする場合その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず当該公文書の写しにより開示をすることができる。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 実施機関は、前条第1項の規定により訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。</p>	<p>4 実施機関は、前条第1項の規定により訂正、削除又は中止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、削除又は中止をしなければならない。</p>
<p>5 <u>実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</u></p>	
<p>(手数料等)</p>	<p>(手数料等)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>2 請求者は、個人情報に係る<u>行政文書等の写しの交付</u>を受けるときは、<u>当該行政文書等の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>	<p>2 請求者は、個人情報に係る<u>公文書等の写しの交付</u>を受けるときは、<u>当該公文書等の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第26条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第1項の受託業務又は第11条の2第1項の指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1号に係る個人情報（行政文書及び磁気テープ等に記録されたものに限る。指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第26条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第1項の受託業務又は第11条の2第1項の指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1号に係る個人情報（公文書及び磁気テープ等に記録されたものに限る。指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>

改正後	改正前
第2条関係 <u>(特定個人情報の利用の制限)</u>	第2条関係
<u>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。</u>	
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。	
(特定個人情報の提供の制限)	(特定個人情報の提供の制限)
<u>第9条の3 (略)</u>	<u>第9条の2 (略)</u>
(利用停止請求権)	(削除請求権)
第14条 (略)	第14条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>第9条の2の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止</u>	
(4) <u>第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</u>	(3) <u>第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</u>
(5) (略)	(4) (略)
(手数料等)	(手数料等)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、特定個人情報の写し等の交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。</u>	

改正後	改正前
(他の制度等との調整)	(他の制度等との調整)
第25条 (略)	第25条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 特定個人情報の開示については、前項の規定は適用しない。</u>	

改正後	改正前
第3条関係 (定義)	第3条関係 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略)
(9) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u>	
(特定個人情報の利用の制限)	(特定個人情報の利用の制限)
第9条の2 (略)	第9条の2 (略)
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（ <u>情報提供等記録を除く。</u> ）を利用することができる。	2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。
(情報提供等記録の適用除外) 第15条 <u>情報提供等記録については、前条の規定は適用しない。</u>	第15条 削除
(開示の方法等)	(開示の方法等)
第18条 (略)	第18条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（ <u>情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u> ）に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。	5 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。